

別紙2 関連年表1：国籍に関する法制度・国内外の裁判例、国際情勢について

1868年	米国の1868年7月27日の法律1条	米国の1868年7月27日の法律1条は「国籍離脱の自由は、すべての人の生まれながらの権利であって、生命・自由・幸福追求の権利に不可欠なものである」と定めた。その趣旨は、議会の協議した国籍喪失の唯一の方法は、国民が自らの意思で離脱ないし放棄した場合に限定される点にあった（甲128・61～62ページ）。
1871年4月4日	太政官布告第170号公布	「全国総体の戸籍法」として「壬申戸籍」が編製されることとなった。居住地を本籍として、人民は戸籍への登載によってはじめて「国民」として把握され、そこから漏れた者は国家の保護に浴することなく「国民の外」に放逐されるとして、戸籍による登録の強制力を創出しようとするものであった。
1873年1月22日	徴兵令。「国民皆兵」の原則。	
1873年3月14日	「外国人民ト婚姻差許条規」（太政官布告第103号）公布。	男性本位の夫婦国籍同一主義。外国人の妻となった日本人は日本国籍を失う、外国人で日本人の妻となった者は日本国籍を取得することなどを規定していた。
1889年2月11日	大日本帝国憲法公布。1890年11月29日施行。	第18条「日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」（国籍法定主義）。伊藤博文「憲法義解」（1889年）は同条について「日本臣民たるに二つの類あり。第一は出生に因る者。第二は歸化または其の他法律の効力に依る者。」と解説（甲92）。
1895年	万国国際法学会、ケンブリッジ会期。	「全ての人は1つの国籍をもたなければならない」「何人も二つの国籍を持つことはできない」という二個の原則とともに「人はすべて国籍を変更する権利を有する」ことが、国籍問題の根本原則の一つとして議決された（甲6・18, 21頁）。
1898年	民法修正案理由書附法例修正案国籍法案不動産登記法案各理由書	第20条「自己ノ志望ニ依リテ外國ノ国籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ国籍ヲ失フ」 提案理由「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ国籍ニ入ル者ハ強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ毫モ日本ニ益ナキノミナラス国籍ノ積極的衝突ヲ生スル弊害アリ」（甲25）
1898年	国籍法法典調査会	梅謙次郎委員「復国籍又ハ無国籍ト云フコトハ全ク避ケルコトハ出来ナイ全ク避ケルコトニ為レハ日本ノ法律カ外國ノ法律ノ奴隸ニ為ラナケレハナラヌ」（法典調査会速記録42頁、甲27） 古賀廉造委員「之ハ私力想像スルノテナイ外國ニ於テモ此重国籍ノ最モ憂フヘキコトハ徴兵令テアリマス」（法典調査会速記録93頁）
1899年4月1日	旧国籍法施行。	父系血統主義、妻が夫の国籍に随従する形での夫婦国籍同一主義、家族国籍同一主義。複数国籍防止は重視されていなかった。養子縁組による日本国籍の当然取得を認める立法は、日本と中華民国（1929年国籍法）以外にその例をみないものであり、入夫婚姻による日本国籍の当然取得に至っては、制度自体が諸外国にないものであった。旧国籍法にはこうした場合の複数国籍発生を防止する規定はなく、「我が国固有の家族制度への配慮を重国籍防止よりも優先した結果」であった。
1916年	一定の場合に国籍離脱を認める条文を国籍法に追加。	出生地主義の国で生まれ現地国籍を取得した場合について。
1914～1919年		「 <u>国籍法の權威たるZeballos教授</u> 」は、「 <u>国籍に關する十大原則を列擧するに當り、国籍は信義誠實に従て規律せらる可き任意的な法律的紐帶であること（第一原則）・各人は自由なる国籍變更權を有すること（第四原則）・國家は自由なる變更を禁じ得ざること（第五原則）・國家は何人にも其の意に反して国籍變更を強制し得ないこと（第六原則）・國家は其の領土内居住者に對し其の意に反して国籍を強制的に附與し得ないこと（第八原則）</u> 、と言ふ諸原則を強調している（文中の註記略）。」（甲26・3～4ページ、甲117・76ページ）。この第五原則は、国籍離脱の自由の保障を、第六原則は、国籍を離脱させられない自由の保障を意味する。米国法が保障する「国籍離脱の自由」の内包する二つの自由は、1910年代には世界的な權威によっても国籍に関する原則であると認められるに至っていた。
1930年	国籍の抵触についてのある種の問題に関する条約（国籍法抵触条約）	1895年万国国際法学会が決議した「原則」については、 <u>拘束力のない前文で「理想」として言及するのみで、複数国籍を防止する仕組みは設けなかった</u> 。背景には、移民送り出し国（イタリア等、自国民の確保を優先）と移民受け入れ国（米国等、原国籍の消滅を希望）の対立があった（甲37、甲118）。 日本政府は、韓国併合以降、朝鮮人を日本国籍を持つ者と扱うこととしながら、「独立運動の取締りのためにあくまで朝鮮人を日本国籍に縛っておくため」に、複数国籍を容認する政策をとっており、国籍法抵触条約起草過程において、 <u>複数国籍防止に向けられた条約基礎案第16（外国帰化による国籍喪失条項）、第15（二重国籍者の国籍離脱条項）</u> に対し、 <u>これらを制限的にする修正案を支持する態度を貫き、原則を緩和した条約にすることに成功した</u> 、と評されている（水野直樹「国籍をめぐる東アジア関係―植民地期朝鮮人国籍問題の位相―」（2001年）、甲56）。 日本は未批准。2012年10月1日時点で締約国数は20（甲43）。
		兒玉政介『新国籍法論』（1937年、甲37、甲118。内務省内で満州国国籍法草案を検討した兒玉が、満州国国籍法の制定は“先進諸国の立法例”を参酌しその国独自の主義主張を按配して理想的法制を制定すべき絶好の機会であると考えて出版した文献）によると、兒玉が同文献で参照した <u>外国34カ国の国籍法令のうち、外国国籍取得と同時に旧国籍を失うべきと定める国として挙げられているのは9カ国のみ</u> （日本を含めると10カ国）。兒玉は、外国国籍取と同時に旧国籍を失うとする要件は「二重国籍防止の為め必要缺くべからず規定であるが各國の立法例に於いては必ずしも之を一要件として規定して居らぬのである。」と解説。

1933年3月27日	日本、国際連盟脱退を表明。	
1933年12月26日	女性の国籍についてのモンテビデオ条約	国籍に関する性差別を禁止することを目的とする条約で、第7回米州国際会議で採択され、1934年8月29日に発効した。当時は父系血統主義が一般的だったが、この条約は <u>父母両系血統主義及びその結果としての複数国籍の発生拡大をもたらす</u> 。アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、エクアドル、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラの16カ国が批准している。（米州機構のウェブサイト。 https://www.oas.org/juridico/english/sigs/a-33.html 日本時間2025年1月3日17時15分最終閲覧）
1935年3月27日	日本の国際連盟脱退、正式発効。	
1945年10月24日	国際連合憲章発効。	
1946年6月～	憲法制定に向けた議会での議論。	
1946年11月3日	日本国憲法公布。	当時の国籍法では下記の場合に複数国籍が生じ、憲法はそれを解消することを求めなかった。 ①出生地主義の国で日本国籍の男性を父として生まれた子で国籍留保を行った場合（現憲法制定時の国籍法1条、20条ノ2） ②外国国籍の女性が日本人の妻となることで日本国籍を当然取得し原国籍を維持している場合（同5条1号） ③外国国籍の男性が日本人の入夫となることで日本国籍を当然取得し原国籍を維持している場合（同5条2号） ④外国国籍の者が日本人の養子となり日本国籍を当然取得し原国籍を維持している場合（同5条4号） ⑤外国国籍の未成年者が日本国籍を有する父又は母により認知された場合（同5条3号、6条） ⑥外国国籍を志望取得して日本国籍を失った者がその外国国籍を保持したまま日本国籍を回復する場合（同26条）
1947年5月3日	日本国憲法施行。	
1948年12月10日	世界人権宣言採択。 専断的（恣意的）な国籍剥奪禁止原則（15条2項）	15条1項　すべての人は国籍への権利を有する。 2項　なんびとも、専断的（恣意的）にその国籍を奪われてはならず、その国籍を変更する権利を否定されてはならない。
1950年5月4日	新国籍法施行。	
1951年9月8日	サンフランシスコ講和条約調印。	前文「日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、 <u>世界人権宣言の目的を実現するために努力</u> し、国際連合憲章第55条及び第56条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によつて作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を <u>宣言</u> するので、／連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、／よつて、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、……協定した。」
1952年4月28日	サンフランシスコ講和条約発効。	
1954年	国際法委員会年報第2巻	国際法委員会が国連事務総長の求めで作成した報告書は、国籍法に関する国際法上の原則として存在しうるのは、国籍を誰に付与するかは各国がその主権をもって定めるということのみであると結論づけた。（甲18参照）
1963年	ストラスブール条約	「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」 2000年にヨーロッパ国籍条約が発効する前に同条約を批准した12カ国のうちイギリス、アイルランド、スペインの3カ国は、兵役義務に関する第2章のみを批准し、 <u>複数国籍削減に関する第1章は批准しておらず、第1章を批准したドイツとイタリアは、批准に際して、複数国籍の防止解消を徹底しないこととなる留保を行なっている</u> 。（スウェーデンは、ヨーロッパ国籍条約発効後に兵役義務に関する第2章のみを批准。）
1967年	米国連邦最高裁、アフロイム対ラスク事件判決	米国民がイスラエルの選挙に参加したことによるアメリカ市民権の剥奪を違憲とした。この判決で連邦最高裁は、1868年7月27日の法律1条の趣旨が、議会の協議した国籍喪失の唯一の方法は、国民が自らの意思で離脱ないし放棄した場合に限定されうる点にあったと当時の法律制定史を分析している（para. 18）。人権としての「国籍離脱の自由」の意味は、自己の意思によってのみ国籍を離脱する自由であり、自己の意思に反して国籍を離脱させられない自由、すなわち国籍を離脱しない自由であり、「自発的に国籍を放棄しない限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利」である（para. 21。甲73–2では「自由意思でその市民権を放棄しない限り自由な国家の市民としてありつづけるという憲法上の権利」）。米国では国家の構成員ルールを設定する権限は、連邦議会が有する絶対的権限と位置づけられてきた（絶対的権限の法理。甲101・13、17ページ）。同判決も絶対的権限の法理を否定するものではないが、法廷意見は、市民権を剥奪する立法をなすことは議会の権限に属するものではないとした。これは「主流派が、特定の人々を、合衆国の構成員であっても、合衆国構成員に相応しくないと判断した場合、主流派が、自らの権限を行使して、合衆国市民権に付着する権利を否定すること」の否定である（甲102・86ページ）。

1980年	米国連邦最高裁、ヴァンス対テラザス事件判決	議会権限に基づく立法内容よりも個人の“真実の意図”を重視し、たとえ個人が市民権（国籍）を放棄すると言葉によって表明していたり、市民権（国籍）を放棄する意思を推認させる行動をしたりしていても、それらが市民権（国籍）を放棄する“真実の意図”があつてなされたのだということを国家が証明しない限り、市民権（国籍）は奪われないとした。
1981年3月30日	シャピロ・華子事件東京地裁判決	「国籍の得喪すなわち国民たる資格の決定の問題は、国家構成の基本に関するものとして、本来、国の最上位法たる憲法をもって規定すべき事項である。また、国籍は、国と個人との間の個々の権利義務の集合体のごときものではないにしても、具体的内容を伴わない単なる抽象的記号のごときものではなく、国籍の有無によって基本的人権の保障が直接左右されることもあり得るという意味で個人の憲法的利益に必然的に関わりを有するものであり、恣意的な国籍得喪の定め故に本来受けられるはずの右基本的人権の保障を受けられないという事態を招くことは、もとより憲法の許容するところではないと考えられる。このような見地からすると、憲法10条の前記規定は、国籍の得喪についていかなる基準も法律で自由に定めることができるとしているものではなく、国籍の得喪に関する事項が憲法事項であるとの前提に立ったうえで、その内容の具体化を法律に委任したものであり、右立法による具体化にあたっては、憲法の各条項及びそれらを支える基本原理に従いこれと調和するように定めるべきことを要求しているものと理解すべきである。したがって、国籍法の規定が右の趣旨に違反するときは違憲の問題を生じることは当然というべきである。」とした。（甲139・57頁）
1985年1月1日	改正国籍法施行。	女性差別撤廃条約批准を受けて、父母両系血統主義を採用し、増加が見込まれる複数国籍については本人の意思を尊重して解消を図る選択制度が導入された。日本国籍取得の際の原国籍離脱要件の例外が設けられた。
1996年	国連総会、決議50/152	各国に対し、「無国籍の削減を目的として、特に恣意的な国籍の剥奪を防ぐこと…により、国際法の基本原則に合致した国籍に関する法律を制定する」ことを求めた。 ※「国籍への権利」と「恣意的な国籍剥奪の禁止」は、多数の国家によって批准されている様々な国際条約、さらには地域的な条約や文書（たとえば、子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章第6条、アメリカ人権条約第20条、人間の権利と義務に関するアメリカ宣言第19条、人権と基本的自由に関する独立国家共同体条約第24条、イスラムにおける子どもの権利に関する規約第7条、アラブ人権憲章第29条、ASEAN人権宣言第18条、ヨーロッパ国籍条約第4、6条）にも反映されている。また、日本も批准している主要な国際人権条約はどれも「国籍への権利」及び「恣意的な国籍剥奪の禁止」に関する規定を設けている（自由権規約第24条3項、子どもの権利条約第7条1項、女性差別撤廃条約第9条1、2項、人種差別撤廃条約第5条、障害者権利条約第18条、移住労働者の権利条約第29条）。（甲139・52～53頁）
1997年	国籍に関するヨーロッパ条約採択（2000年3月1日発効）	出生や婚姻により複数国籍となった場合には、これを容認しなければならない旨の規定が設けられた。
2008年6月4日	最高裁大法廷国籍法3条1項違憲判決	認知による日本国籍取得について生前認知でないと取得できないとする国籍法が憲法14条1項違反とされた。
2008年	衆議院「国籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」	政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。 4 本改正により重国籍者が増加することにかんがみ、重国籍に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国における在り方について検討を行うこと。
2008年	参議院「国籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」	政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。 5 本改正により、重国籍となる子供が増加する事態が起こり得ることにかんがみ、重国籍に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国における在り方について検討を行うこと。
2008年11月19日	日弁連「国籍選択制度に関する意見書」	
2008年～2016年	国連人権理事会、2008年の7/10決議、2009年の10/13決議、2010年の13/2決議、2012年の20/5決議、2014年の26/14決議、2016年の32/5決議 2009年の国連事務総長報告	国連人権理事会は、2008年の7/10決議、2009年の10/13決議、2010年の13/2決議、2012年の20/5決議、2014年の26/14決議、そして2016年の32/5決議において、繰り返し、国籍への権利が基本的人権であることを確認した。 2009年の事務総長報告では、「国籍の恣意的剥奪の問題は、個人の自発的な要求による国籍の喪失を含まないが、特に差別的な理由で国籍の取得又は保持を恣意的に妨げるもの、法の運用により自動的に国籍を奪うもの）、行政当局の行為により恣意的に国籍を奪われるものを含むその他のあらゆる形態の国籍喪失を対象としている」とされた（甲139・64頁）。
2013年	国際連合が報告書「International Migration Policies: Government Views and Priorities」を公表	2011年の時点で、国連加盟国196カ国中53%の政府が、外国に行きその国籍を取得した自国民が自国の国籍を制限なく保持することを容認しており、その他の19%の政府が外国に行った自国民が自国の国籍を維持することを一定の条件の下で容認し、残り28%の政府のみが二重の国籍を許す規定を持たなかったとの報告がされた。
2016年6月30日	国連人権理事会決議「人権と国籍の専断的（恣意的）剥奪」	「アイデンティティーへの権利は国籍の権利と本質的に連結している」（第11項）（甲68-1）
2020年5月	国連難民高等弁務官事務所「無国籍に関する第5ガイドライン」	「専断的（恣意的）な国籍剥奪」を防止するためのガイドラインを含む。①国籍の取り上げが法律で定められたことに適合していること（パラグラフ92、93）、②正当な目的を達成するための最も侵害的でない手段であること（パラグラフ94～96）、③適正な手続に従うこと（パラグラフ97～105）、のすべてを満たす必要がある。このガイドラインは、国籍法11条1項が適用される場合のように、国籍の喪失・剥奪が法律の定めによって自動的に生じる場合はもちろん、国籍の喪失・剥奪の結果として無国籍にならない場合にも適用される（脚注88、パラグラフ95）。（甲107-1）

2021年9月16日	日弁連「日台複数籍者の国籍選択に関する人権救済申立事件 調査報告書」（勧告書 日弁連総第25号）	甲10